

生涯学習情報システム構築委託業務 仕様書（企画プロポーザル用）

この仕様書は、発注者「福島県」（以下、甲という。）が受注者（以下、乙という。）に委託する「生涯学習情報システム構築委託業務」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を別途作成する。

1 業務の名称

生涯学習情報システム構築委託業務

2 業務の目的

本業務は、県民一人一人がそれぞれの希望やニーズに応じて、生涯にわたり学び続けられること、個人の学びの成果が様々な場面で発揮されることにより、地域や社会に好影響をもたらすために必要不可欠な、行政機関、高等教育機関及び民間教育機関等が情報を共有し合う環境を整備するため、県内で開催される生涯学習に関する講座等の情報や学びをいかす場の情報を県民に分かりやすく一元的に提供するポータルサイトを構築することを目的とする。

3 委託料の上限

2,387,000円（消費税及び地方消費税込み）

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで
（ただし、制作期間はテスト・動作確認、操作説明会を含め令和6年2月29日までとする。
システムの利用開始は、令和6年3月15日とする（予定）。）

5 提案事項及び本業務内容

【提案事項】

- 生涯学習に関する情報集約・発信、ポータルサイトコンテンツデザイン・配信システムの構築に関して、自社実績及びノウハウを援用した生涯学習情報システムを提案すること。並びに、当該理由も併せて説明すること。
- 時間・場所を問わずに学べる生涯学習の環境を整備するために求められる、効果的なシステムの構築、充実したデジタルコンテンツについて、具体的な提案をすること。
- 生涯学習講座のトレンドや開催実績を分析でき、精度の高い県民のニーズを把握することができるシステム構築、及び当該分析結果とニーズを集約し、コンテンツの更新に資する手法を提案すること。

本業務内容は、以下に掲げるとおりとする。

(1) 年間目標（アクセス数）及びデータ量

ア 本サイトの年間目標（アクセス数）を次のとおり設定する。この目標を達成するための提案を行うこと。

アクセス数25,000件/年

イ データ量は100GB程度とする。ただし、将来のシステム拡張性を考慮するものとする。

(2) WEBサイトの企画・制作

ア 下記（4）「掲載するコンテンツ」に示した構成により専用サイトを構築すること。

イ レンタルサーバー（クラウド型）へのインストール、設定を行うこと。なお、本仕様書の条件を満たすサイトを稼働させ、そのために必要なスペックのものを選定すること。ま

た、コンテンツの追加等に十分対応できるものとする。

ウ ドメインについては、県と協議すること。

エ 制作にあたっては、汎用性のあるものを使用すること。

(3) WEBサイトの仕様

ア システムは24時間の運用が可能であること。

イ 公開されるサイト、ページに関する検索エンジンへの最適化（SEO対策）を講じること。

ウ ユーザビリティ、アクセシビリティの確保を図ること。

エ ページを構成するロゴ、画像等の素材については発注者から提供されたものを使用することを基本とし、必要に応じて取材等を行うこと。また、発注者が二次使用できるものとする。

オ CMS（コンテンツマネジメントシステム）によるシステムを実装すること。本サイトのシステムは、入力作業が容易であり、運営管理が自主的で持続可能なCMSにより構築し、職員自らがあらかじめ指定したコンテンツ情報の新規作成、追加作成、変更、削除ができることを基本とする。なお、CMSを実装するコンテンツは以下のコンテンツとする。

- ・お知らせ
- ・講座情報
- ・イベント情報
- ・講師情報
- ・施設情報
- ・生涯学習動画

カ 県民が容易に講座の情報の入手が可能となる検索システムを実装すること（サイト内検索の実装も含む）。また、スマートフォン・タブレット端末の利用者を考慮すること。

キ 来訪者数や講座受講者数、閲覧デバイス（PC、タブレット端末、スマートフォン）等詳細なアクセス分析を可能とすること。

ク 複数のIDとパスワードを付与し、連携先機関の関係者による更新を可能とすること。

(4) 掲載するコンテンツ

ア トップページ・お知らせ（更新情報も含む新着情報）

- ・職員及び連携先機関の関係者による更新を可能にする。

イ 生涯学習とは（本サイトの概要・目的）

ウ 講座情報

- ・職員及び連携先機関の関係者による更新を可能にする。
- ・複数の目的から絞り込んで情報を得られる検索機能を有する。

エ イベント情報

- ・職員及び連携先機関の関係者による更新を可能にする。
- ・複数の目的から絞り込んで情報を得られる検索機能を有する。

オ 講師情報

- ・職員及び連携先機関の関係者による更新を可能にする。
- ・複数の目的から絞り込んで情報を得られる検索機能を有する。

カ 生涯学習動画情報

- ・職員及び連携先機関の関係者による更新を可能にする。
- ・複数の目的から絞り込んで情報を得られる検索機能を有する。

キ 施設情報

- ・図書館、美術館、自然の家、博物館、公民館等の県内生涯学習施設を分かりやすく掲載する。また、公式ホームページのリンク誘導も行う。

ク 活動事例の照会

- ・活動事例として、生涯学習課ニューズレターのほか、優良事例などの照会

ケ 申請窓口

- ・県民カレッジ講座事業者登録の申請フォーム

コ サイトマップ

- サ お問い合わせフォーム
- シ 関係団体リンク集
- (5) 搭載する機能
 - ア 文字サイズ変更 (大・中・小)
 - イ サイト内検索
 - ウ 広告バナー枠
 - エ 各種ソーシャルメディアとの連携機能
 - ・ソーシャルメディアの選択や付加する連携機能については発注者と協議のうえで決定すること。なお、SNS機能 (Facebook、Instagram など) やeラーニング、掲示板機能の搭載については、今後搭載することを考慮したサイトを構築すること。
 - オ サーバーの移行に伴うデータのバックアップ
- (6) WEBサイトの閲覧について
 - ア 作成されたコンテンツは、次のブラウザを対象とすること。
 - ・利用しようとしているユーザーの使用ブラウザの種類に関わらずレイアウトが崩れないように表示すること (Firefox、Safari、GoogleCrome、Edge) (windows、MacOS)。なお、バージョンは契約時の最新バージョンとし、既にサポートの切れているバージョンに関しては動作保証をしなくても良い。
 - イ サイトにて使用する各種コンテンツは、PCのみならずスマートフォン及びタブレット端末からでも適切に閲覧できるようレスポンス対応とし、各種デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを構築すること。なお、モバイルデバイスのOSは、ios、Android、ipados、chromeos とすることとし、既にサポートが切れているバージョンの動作保証はしなくても良い。
- (7) WEBサイトの運営管理
 - ア サーバー上のデータ管理を行うこと。
 - イ サイトの記録作成を行うこと。
 - ウ アクセスログの管理及びアドバイスをを行うこと。アクセスログの管理は、GoogleAnalytics 等を利用すること。また、本サイト専用のアカウントを用意し発注者とアカウント情報の共有を行うこと。
 - エ アクセス解析は毎月1回行い、解析結果により改善が必要な場合は、県との打合せの上、サイトの改善を随時行うこと。また、これによる追加料金は発生しないこと。
 - オ 安易で安全性の高い管理運営を提案すること。
- (8) 動作環境の構築及び保守
 - ア 受注した事業者が、SSL証明書の取得 (SSL証明書は「OV」以上とする)、サーバー契約、ハードウェア、ソフトウェアの用意等を行うこと。
 - イ WEBサイト全ページについて、SSL/TLS暗号化処理を行うこと。製作・運営時を通じて情報セキュリティの適正な管理を実施する者として、統括責任者や (ウェブサイトのセキュリティ対策に通じた技術者等の) 窓口担当者等を選定し、管理組織を整備の上、情報の漏えい・滅失・き損及び改ざんの防止、その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
 - ウ 異常または障害 (予兆含む) が発見された際には、直ちに発注者へ連絡し、復旧手段について万全を期す体制の確保及び運用対応が可能であること。また、障害発生時には、原因を調査の上、報告書を発注者に提出すること。
 - エ システムのリカバリーに必要なデータのバックアップを各データ特性に応じて行うこと。作成したWEBサイトコンテンツファイル等関連データは、日次でバックアップを取得すること。各バックアップデータ、ジャーナル等により、障害直前のデータを復元できること。
 - オ システム及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。また、WEBサイトへの負担を考慮した上でアクセスログを取得し、発注者が要請した場合、直ちにアクセスログの提示が可能であること。
 - カ 外部セグメントからサーバーが設置されているセグメントに対して、適切なアクセス制限が可能なネットワーク構成をとること。

- キ ルータ又はファイアウォール等でのフィルタリング設定によって、未使用又は不必要なポート／プロトコル／不正なIPアドレスによる接続を排除すること。
 - ク CMSの管理画面へのアクセスに関して、管理画面へのログインにはIDとパスワードによる制限をかけると共に、事業者側での特定のグローバルIPアドレス指定によるアクセス制限等を実装し、不要なアクセスを防止すること。認証ページの設置やIP制限等を施し、不正アクセス防止及び改ざん防止策を講じること。
 - コ 特権ID（高いレベルの権限をもったシステムID）は共有せず、当該IDを用いるシステム管理者個人が特定できること。また、そのIDやパスワードの設定・変更に係るルールを定めること。
 - サ OS、アプリケーション（WWW、CMS等）のセキュリティパッチが公開された場合は、内容について速やかに発注者に報告するとともに、適用可否などの対応方針を決定した上で、公開から30日以内に発注者へ報告すること。
 - シ 使用するサーバーは、ISMSやPマーク等の認証を受けている業者のサーバーであること。また、契約終了後にはデータを悪用されることのないよう必要な処置を講ずること。
 - ス 次年度の保守について提案すること。
- (9) WEBサイトのマニュアル作成
- ア 管理・運営マニュアルの作成
 - イ 本サイトを継続的に活用することを踏まえ、発注者が情報更新できるよう、分かりやすい内容のマニュアルを制作すること。
- (10) 事業の実施及び管理体制等
- 事業の管理体制に変更があった際は、発注者に書面で報告すること。

6 業務の進め方

- (1) 乙は、上記各業務の遂行にあたり、各業務実施方法について、随時、甲と十分な協議を行い、進捗状況の調整等を行う。
- (2) 甲が指示する会議、打ち合わせなどに出席し、必要に応じて資料を用意し説明をする。
- (3) この他、甲が必要と判断する業務を乙は支援する。
- (4) 本業務を遂行するのに必要な協議や打ち合わせ、出張等に必要経費は、乙の負担とする。

7 納期及び成果物

(1) 納期

生涯学習WEBサイトは、令和5年10月31日までにβ版を納品すること。ただし、システム運用開始までに試験運用することとし、下記の試験運用期間を置くこと。

ア システム開発業務 契約締結の日から令和5年10月31日

イ システム試験運用 令和5年11月1日から令和6年2月29日

※上記期間中にWEBサイト運用における説明委員会及び研修会を実施すること。

ウ システム運用開始 令和6年3月15日

(2) 成果物

ア WEBサイト設計書

- ・サイト構成図
- ・基本仕様書（データ構造、画面遷移等）
- ・ファイル一覧（ディレクトリマップ）
- ・その他システム設計に関連するドキュメント等

イ マニュアル：WEBサイトの管理・更新マニュアル一式

ウ アクセス履歴の分析報告

エ QRコード：本サイトに誘導するためのQRコード

オ 上記成果物の仕様、提出時期等詳細については、別途支持するものとする。

カ 契約満了時やシステム改良時には、システムやコンテンツの情報をCSV等の凡庸的なデータで引き渡すこと。

(3) 納品場所

福島県文化スポーツ局生涯学習課

(4) 検収方法

ア 甲は、上記(2)に掲げる成果物について、契約書、業務仕様書等に基づきサイトの稼働及びドキュメント等について必要な検査を行う。

イ 上記アにおいて指摘があった場合には、受注者は発注者の指示に従い適正に対応するとともに、再度確認を得なければならない。

8 留意事項

(1) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、納品日以降、発注者に帰属し、発注者は本業務による成果品を自ら使用又は加工して使用するほか、第三者に使用を許諾できるものとする。また、成果物及び制作過程で撮影した素材画像について、発注者に対し受注者は著作権人格権の行使を行わないものとする。

(2) 法令等の遵守

受託者は本委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(3) 秘密の保持

本委託業務で知り得た一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 再委託等の禁止

本仕様書にあらかじめ定められた業務を除き、事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上で決定する。

受託者は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、全ての責任を負うものとする。

(5) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(6) 個人情報の取扱い

別紙「個人情報取扱特記事項」によること。

(7) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(9) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(10) 資料の貸与及び返還

県が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成の上、県に提出し、業務完了後速やかに県に返却するものとする。

(11) 疑義等

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。